再生可能エネルギー政策の重要ポイント 2023

~太陽光発電をめぐる事業環境の変化をチャンスに~

2023年5月 株式会社資源総合システム

TEL:03-3551-6345 E-mail: info@rts-pv.com URL: http://www.rts-pv.com



目次(1)

はじめに

1. GX展	開(グリーントランスフォーメーション)
1.1 GX	実現に向けた基本方針
1.2 GX	推進法
1.3 G	(脱炭素電源法
	生可能エネルギーの導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン
2.地域とま	も生した再エネの導入拡大支援
	エネ導入に資する系統整備のための環境整備
	字再エネの最大限の活用のための追加投資促進
	域と共生した再エネ導入のための事業規律強化
2.0	スC/(エO/C)エー特/(*//C*/*) 学次/が計画 10
3 2023 £	F度から始まる新制度
3.1 II-	-カル系統におけるノンファーム型接続
	ガルボルに600~000~000 規模事業用電気工作物に係る届出制度
	たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)
3.4 改	正省工ネ法



目次(2)

4. %	経済産業省の施策
4.	1 FIT制度・FIP制度
4.2	2 認定失効制度
4.3	3 発電側課金
4.4	4 非化石価値取引市場
4.5	5 長期脱炭素電源オークション
5.	環境省の施策
5.	1 脱炭素先行地域の選定
5.2	2 重点対策加速化事業の採択
	3 株式会社脱炭素化支援機構の活用による民間投資の促進
6. [国土交通省の施策
6.1	
6.2	11/
6.3	AH 11/ 11 == 1
6.4	
6.5	
6.6	



目次(3)

7 .	自治体の施策
	7.1住宅用太陽光の設置義務化
	(1) 東京都の施策
	(2) 神奈川県川崎市の施策
7	7.2 再Iネ促進区域の設定
	(1) 長野県箕輪町における促進区域
	(2) 広島県促進区域の設定に関する環境配慮基準
	(3) 京都府促進区域の設定に関する環境配慮基準
	(4) 長崎県促進区域の設定に関する環境配慮基準
	2023年度予算
ノ	太陽光発電·蓄電関連補助金等
	再生可能エネルギー政策に関連する審議会
ノ	太陽光発電等の再生可能エネルギーに関連する主な審議会

おわりに



1. GX展開 (グリーントランスフォーメーション)

1.1 GX基本方針(2023年2月10日閣議決定)PVの位置付け(その1)

GX実現に向けた基本方針(案) ~今後10年を見据えたロードマップ~

基本的 考え方

- •GXを推進することが、エネルギー安定供給の確保につながる
- •GXの実現を通じて世界規模でのカーボンニュートラルの実現に貢献
- •新たな市場・需要を創出し日本の産業競争力を強化、将来の経済成長の拡大等

再生可能エネルギーの主力電源化

2030年 再エネ36~38%の確実な達成を目指す

直ちに取り組 か対応

太陽光発電の適地への最大限導入

公共施設、住宅、工場・倉庫、空港、鉄道など温対法等も活用しながら地域主導の再工ネ導入を進める

FIT/FIP制度について、コスト低減に向けて入札制の活用を進めるとともに、FIP制度の導入を拡大

FIT/FIP制度によらない需要家との長期契約により太陽光を導入するモデルを拡大

出力安定化に向け、蓄電池併設やFIP制度の推進による、需給状況を踏まえた電力供給を促進等

1.3 GX脱炭素電源法*の概要

*脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等**の一部を改正する法律案

2023年2月28日 閣議決定

GX実現に向けた基本方針

- エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組
- 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行 等

地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

2024年4月施行を想定

再工え導入に資する系統整備のための環境整備

電気事業法・再エネ特措法

特に重要な送電線の整備計画を経産大臣が認定、丁事に着手した段階から系統交付金を交付等

既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進

再エネ特措法

円滑な廃棄等を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用

地域と共生した再工ネ導入のための事業規律強化

再工ネ特措法

- ・関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPによる支援を一時留保する措置を導入
- ・認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加等

安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進

公布日から2年以内の施行を想定

運転期間に関する規律の整備、円滑かつ確実な廃炉の推進など

** 電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)、 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理法)

出典:経産省ニュースリリース等を基に資源総合システムが作成

再エネ導入に向けた環境整備(1)イノベーションの加速①

今後の取組事項	担当省庁
ペロブスカイト太陽電池は、日本発の技術であり、主原料となるヨウ素の生産量が世界2位であるなど、技術自給率の向上につながる国産再エネとして期待される。製品化に向けた研究開発の進捗や、2023年度から順次開始するユーザー企業と連携した実証の結果を踏まえつつ、2030年を待たずに早期の社会実装を目指し、量産技術の確立、需要の創出、生産体制整備を三位一体で進めていく	経済産業省
量産技術の確立については、GW級の量産体制の構築を目指し、現在取組を進めているグリーンイノベーション基金事業において、研究開発企業の技術の進捗を踏まえつつ、可能な限り早期のタイミングでの次フェーズの開始などを通じて、ユーザー企業と連携した実証の取組の加速化を図り、研究開発フェーズから社会実装フェーズまでの円滑かつ大胆な移行を促す	経済産業省
需要の創出については、軽量で柔軟性を有するペロブスカイトの特長を活かし、例えば、公共施設、ビルなどの建築物の壁面、工場、倉庫、学校施設などの耐荷重性の低い建築物の屋根、空港の駐車場、鉄道の法面などの公共インフラといった様々な分野への導入を進める。こうした取組を通じて、量産体制の構築と需要の創出の好循環を生み出し、太陽光発電の更なる導入の加速化を図る。	経済産業省 文部科学省 国土交通省 環境省
浮体式洋上風力については、我が国の地の利を活かし世界をリードすべく、2023年夏を目途に洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会を開催し、今後 EEZへの拡大も念頭に、産業戦略及び導入目標を2023年度内に策定する	経済産業省 国土交通省

2. 地域と共生した再エネの導入拡大支援

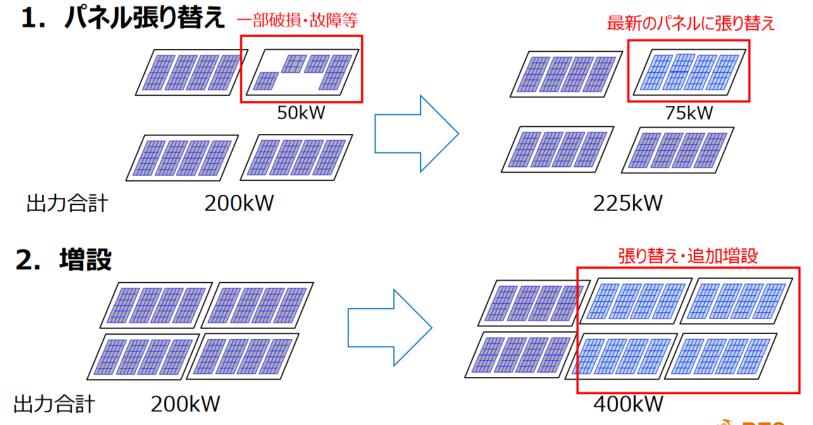
(GX脱炭素電源法)



2.2既存再エネの最大限の活用のための 追加投資促進

太陽光発電設備のパネル張り替え/増設 (既存再エネの有効活用)

- ▶ 再エネ36~38%の実現のためには、適地への新規の再エネ大量導入に加えて、既に土地や系統が確保されている 既存再エネの有効活用も重要
- ▶ 現在は、太陽電池の出力が増加する際には、国民負担の増大を抑止する観点から、設備全体の調達価格/基準価格が最新価格へ変更されることとされている。(太陽電池の増出力分が3kWもしくは3%以内であれば例外的に許容)
- ▶ 一方で、こうした運用は既存再エネ等の有効活用という観点からは促進するべきものであるところ、国民負担の増大を抑止することを前提に、こうした取扱を検討する



出典:第44回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年8月17日)資料

2.3地域と共生した再工ネ導入のための事業規律強化



手続強化の対象となる許認可

- ▶ 事業の予見性を担保する観点から、手続強化を図るにあたって要件化の対象となる許認可の範囲は明確にする必要がある。
- ➤ そこで、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる以下の許認可については、周辺地域の安全性に特に強く関わり、かつ、一度許認可対象の行為が行われた場合は原状回復が著しく困難であることから、FIT/FIP認定の申請要件化等の認定手続厳格化を行う必要がある。

FIT/FIP認定申請にあたり事前に取得を求める許認可

- ①森林法における林地開発許可
- ②宅地造成等規制法(盛土規制法)における許可
- ③砂防三法(砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法)における許可

認定手続厳格化については、電源毎の実情や関係法令の許認可の手続に配慮しつつ、原則 全ての再エネ電源を対象とする

3. 2023年度から始まる新制度

3.1 ローカル系統におけるノンファーム型接続



ローカル系統におけるノンファーム型接続

ローカル系統におけるノンファーム型接続

2023 年 4 月 1 日より受付開始

ローカル系統の空き容量の有無にかかわらず、一律にノンファーム型接続を適用

系統が混雑した場合に必要な制御対象・制御方法

- ▶ 基幹系統と比べて調整電源(火力等)が少なく、再エネの接続が多いローカル系統におい ても、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理を行うことが適切
- ▶ 基幹系統の再給電方式(一定の順序)と同様の出力制御順、出力制御方法を基本

再給電方式(一定の順序)による出力制御ルール

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源の出力制御	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の一般送配電事業者からオンライン調整できない電源	一律
③ ファーム型接続の一般送配電事業者からオンライン調整できない電源	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続のバイオマス電源の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の自然変動電源(太陽光、風力)の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源及び長期固定電源	一律

東京エリアでは先行して試行的にノンファーム型接続を適用、2024年度から系統が混雑する可能性あり

系統情報の公開・開示

- ➤ 系統混雑による出力制御の予見可能性を高めることが重要
- ▶ 基幹系統と同様の項目を公開・開示することを基本とし、ローカル系統の特徴を踏まえて対応

供給力や各種市場の扱い

容量市場	ノンファーム電源も2027年度実需給向けの容量市場メインオークションに参加可能
需給調整市場	ノンファーム電源も当面(2026年度程度まで)の間、需給調整市場に参 <mark>加可能</mark>

4. 経産省の施策

4.1 FIT制度·FIP制度

(調達価格等算定委員会)



FIT・FIPにおける2023年度以降の買取価格等と2023年度の賦課金単価

2023年度以降の買取価格等(単位:円/kWh)

規模	2022年度(参考)	2023年度上半期	2023年度下半期	2024年度
10kW未満	17	16	3	16
地上設置10~50kW	11	10		10
地上設置50~250kW	10	9.5	5	9.2
屋根設置10~50kW	11	10	12	12
屋根設置50kW以上	10	9.5		

2023年度の賦課金単価

賦課金単価 = (**買取費用等-回避可能費用等**+広域的運営推進機関事務費*):**販売電力量** *10億円程度

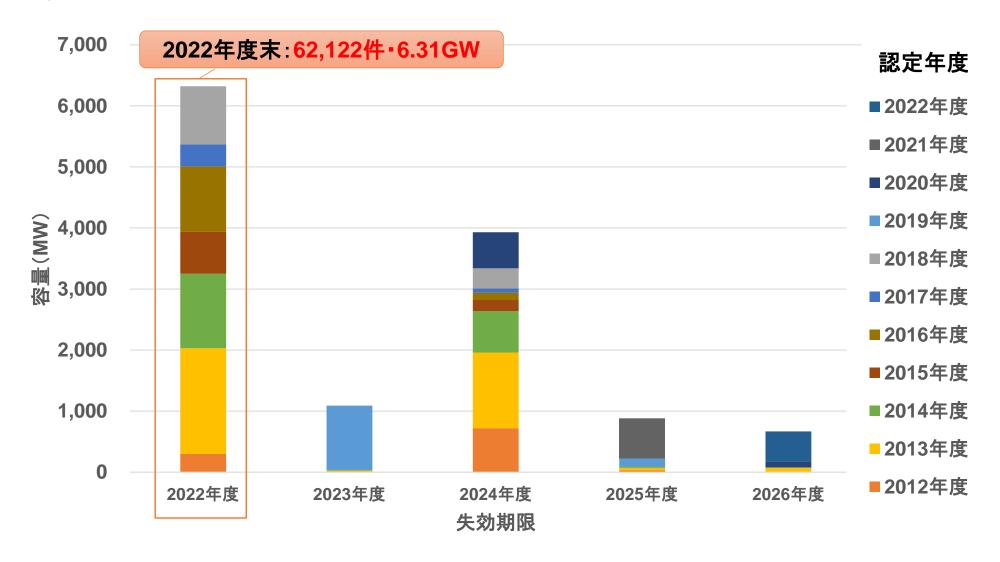
	2022年度の想定	2023年度の想定	主な要因	
買取費用等	4兆2,033億円	4兆7,477億円	・2023年度から新たに運転開始する再エネ発電設備 ・再エネ予測誤差のための調整力確保費用	
回避可能費用等	1兆4,609億円	3兆6,353億円	・過去の市場価格の実績を踏まえて、市場価格に連動する回避可能費用単価を推計・2021年度末の剰余金の充当	
販売電力量	7,943億kWh	7,946億kWh	過去の販売電力量の実績を元に販売電力量を推計	
賦課金単価	3.45円/kWh	1.40円/kWh 、2.05円/kWh低下		

出典:経済産業省 ニュースリリース(2023年3月24日)を基に資源総合システムが作成

4.2 認定失効制度

未稼働案件の失効見込み(2023年2月8日時点)

事業用太陽光の失効見込み件数・容量



2023年2月8日時点

事業者からの申請等により今後変更される場合がある

出典:第49回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2023年2月9日)資料を基に資源総合システムが作成S Corporation 20

認定失効制度、進捗確認に必要な手続きについて

2022年4月1日時点で運転開始期限を超過している未稼働案件(10kW以上)

手続き	提出先	提出期限	受領または確認期限※
系統連系工事着工申込	一般送配電事業者*	2023年2月28日	2023年3月31日
経産大臣への進捗確認申請 (2MW以上)	地方経済産業局		

※全ての案件について、期限までに系統連系工事着工申込が受領されれば、2025年4月1日まで認定失効が猶予される。2MW以上の特別高圧案件は、経産大臣への進捗確認申請により、工事計画届出または環境影響評価の準備書に対する経産大臣の勧告等の手続きを終えていることが確認された場合、買取期間の終了まで認定失効が猶予される

2022年4月1日以降に運転開始期限を迎える未稼働案件(10kW以上)

手続き	提出先	提出期限	受領または確認期限	
系統連系工事着工申込	一般送配電事業者*	受領または確認期	運転開始期限から	
経産大臣への進捗確認申請 (2MW以上)	地方経済産業局	限の1か月前	1年後	

*小売買取案件については、小売電気事業者経由で一般送配電事業に提出されるため、提出期限より余裕を持って小売電気事業者へ提出する必要がある

出典:第46回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2022年11月15日)資料を基に資源総合システムが作成Corporation

5. 環境省の施策

5.1 脱炭素先行地域の選定

選定結果の一覧表-1

単位:千円

		3024 ·		半似:十门
番号	自治体名	プロジェクトタイトル	事業期間 西暦年度	22年度内示額
01	北海道石狩市	「再エネの地産地活・脱炭素で地域をリデザイン」		6,666
02	北海道上士幌町	未来へつなぐ持続可能なまちづくり・ゼロカーボン上士幌の実現とスマートタウン構築を目指して	22-27	128,582
03	北海道鹿追町	多様なエネルギーの循環とレジリエンス強化、環境価値の向上による地方創生モデル「MIRAI COUNTRY」の提唱	22-27	134,665
04	宮城県東松島市	震災復興からつなぐ未来都市-人・エネルギー・地域でつくる未来の環-	22-27	14,666
05	秋田県秋田市	流域下水道を核に資源と資産活用で実現する秋田の再エネ地域マイクログリッド	22-25	69,760
06	秋田県大潟村	自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦!~第1章電気編~	22-26	870,736
07	埼玉県さいたま市	さいたま発の公民学によるグリーン共創モデル	22-27	224,987
08	神奈川県横浜市	みなとみらい21地区における公民連携で挑戦する大都市脱炭素化モデル	22-27	1,333 120,000
09	神奈川県川崎市	川崎市の交通要衝「みぞのくち」からはじめるCO2最大排出都市の脱炭素アクション	22-26	1,052,544
10	新潟県佐渡市	離島地域におけるEMSを活用した自立分散・再生可能エネギーシステム導入による持続可能な地域循環共生圏の構築 (内示額上段 県、下段 市)	22-27	28,366 6,433
11	長野県松本市	のりくら高原「ゼロカーボンパーク」の具現化	22-27	82,958
12	静岡県静岡市	脱炭素を通じて新たな価値と賑わいを生む「みなとまち しみず」からはじまるリノベーショ ン	22-27	269,826
13	愛知県名古屋市	再開発地区で実現する脱炭素コンパクトシティモデル	22-27	41,729

出典:環境省 第1回 脱炭素先行地域の概要 内示額を元に資源総合システム作成 (全ページに適用)

6. 国土交通省の施策

6.2 道路における太陽光発電設備の設置



道路における太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方(案)

本文書の位置付け

- ▶ 本文書は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、主に道路管理への再生可能エネルギーの活用を目的とし、さらなる太陽光発電の活用を図るため、道路区域に太陽光発電設備を設置する道路管理者を対象に、道路利用者の安全確保や道路管理等の観点から、設置場所の考え方や留意点について解説するものである
- ▶ なお、太陽光発電設備の設計と設置、管理等については、資源エネルギー庁等の関係機関や 業界団体等の各種ガイドラインを参照すること。
- ▶ また、道路の維持管理や太陽光発電設備の最新の技術開発の動向、設置の効果や効率性等を踏まえつつ、検討を行うことが望ましい。
- ▶ 本文書は、今後の技術の進展等を踏まえ、必要に応じて更新していく。
- ▶ 事業者等が道路区域に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の占用許可を受け設置する ことになるが、その占用許可基準に関しては、「道路法施行令の一部改正について」(平成25年 3月)別紙「発電設備の占用許可基準について」に示している

設置場所の具体例と考え方の概要(1)

設置場所	設置場所の具体例	可否	太陽光発電設備の設置場所ごとの考え方
上屋	上屋(料金所、電気 室、トイレ等)	設置可	上屋の設置目的を妨げないことを確認した上で、太陽光発電 設備の施工や点検、維持管理が可能な場合は、上屋に太陽 光発電設備の設置が可能である。
中央帯、 未利用地等	中央帯、未利用地、連 結路附属地、事業未 着手用地、高架の道 路の路面下 等	設置可	・道路交通や維持管理、事業進捗等に影響がない場合は、中央帯や未利用地等に太陽光発電設備の設置が可能である。 ・ただし、太陽光パネルが太陽光等を反射することで運転の妨げになったり、破損の際に交通に影響を与えたりしないように留意の上、日常点検時や災害時に活用する場所、今後の事業進捗に応じて使用する場所等、他の用途の使用が想定される場所においては、使用用途への影響を考慮する必要がある。
主な道路付属物	道路情報管理施設 等	条件付可	・道路附属物に求められる機能の確保や道路附属物本体、道路利用者に及ぼす影響を考慮して、一体的な設計などの適切な措置を行った場合は、設置が可能である。 ・ただし、道路附属物に求められる性能を満たさなくなる懸念や、点検や維持管理への影響、落下した際の交通に支障を及ぼす影響などに留意する必要がある。